

「こども家庭庁設置法」「こども基本法」の成立に対する声明

—すべての子どもの権利が保障されるために—

2022年6月15日

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2022年6月15日、子ども政策の総合調整・司令塔機能を担うこども家庭庁の設置法、および、あらゆる子ども施策の基盤となる基本理念を定めたこども基本法が、参議院本会議にて可決され、成立しました。こども家庭庁はその任務として「こどもの権利利益の擁護（第3条）」を明記し、こども基本法は「児童の権利に関する条約の精神にのっとり（第1条）」と規定し、かつ子ども施策の基本理念として「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される（第3条）」とうたっています。

1994年の子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）批准以来、これまで国内で条約に対応した包括的な基本法、および子どもの権利擁護に対する横断的な行政機関はありませんでした。したがって、セーブ・ザ・チルドレンは、こども家庭庁設置法とこども基本法の成立を歓迎し、子どもの権利を保障するための第一歩となることを期待し、今後のより一層の子ども施策の充実を求めます。

セーブ・ザ・チルドレンは、子どもの権利が保障される社会の実現を目指して、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重（意見表明・参加）という子どもの権利条約の4つの一般原則を礎とした子どもに関する総合的な行政機関の創設と包括的な基本法の制定、および子どもの声を制度・政策に反映できる仕組みの必要性を訴えてきました。

この度成立したこども家庭庁設置法、こども基本法では、こどもの意見表明機会・参画の確保、意見の尊重、その最善の利益を優先して考慮すること（こども基本法第3条およびこども家庭庁設置法第3条）が基本であると明記され、本国会（第208回）での議論においても、子どもの意見を聴き、それを尊重しながら子ども政策を実施するという答弁が繰り返しなされています。また、子どもと、子どもの意見を受け止める側の大人の両方に子どもの権利を周知・啓発すること（こども基本法第15条）の重要性も国会の議論で確認されました。

今後は、こども家庭庁が旗振り役となり、子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの権利が保障されるために必要な制度構築や環境整備を行うことが求められます。そのために、以下3点が、早急かつ具体的に議論されることを望みます。

1. **意義ある子ども参加の仕組みづくり**：こども基本法第11条では「こども施策の策定、実施、評価にあたって、子どもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされています。あらゆる子どもが意見を表明しやすい工夫や聴く側の大人のスキル強化など、意義ある子ども参加の制度構築のために検討すべきことは多岐に渡り、その実現のためには地方自治体や、草の根で子どもたちとともに活動する民間の団体との連携が重要となります。また、制度設計や構築プロセスの時点から、国連子どもの権利委員会の一般的意見や指摘などを踏まえ、子どもたちとともに検討、設計していくことが必要です。
2. **十分な予算の確保**：1の実施を含め、子どもの政策の推進および子どもの権利保障のためには、子どもに関する予算の拡充と財源の確保が急務となります。岸田文雄首相は、国会の答弁で「子育て予算倍増」と繰り返し発言しています。子ども・子育てに関連する予算について、対国内総生産（GDP）比3%台半ばを目指すよう求めます。
3. **あらゆる場での意見表明を当たり前**：子どもの意見表明権は国政や地方行政に対するものだけに限りません。家庭や学校をはじめとするあらゆる場で、子どもの意見に耳を傾け、その意見を受け止め尊重することが求められます。そのために、子ども自身が自らを権利の主体として認識できるよう子どもの権利教育を実施するほか、保護者や教職員、子どもと関わる大人をはじめとしたあらゆる大人が子どもの権利を理解し、子どもに向き合うことが重要です。

セーブ・ザ・チルドレンは、こども基本法の制定とこども家庭庁の創設を契機に、子どもに関わるあらゆる施策が子どもの権利条約に則ったものになり、子どもの権利を保障する社会への歩みが着実に進むことを期待します。また、こども家庭庁の創設準備および創設後も、子どもの声が聴かれ、かつ十分に尊重され、その声が反映されることを引き続き求めています。